

■住民投票に関する基礎知識■

1) 逐次型＝現行＝地方自治法の規定

特定の案件に関し、

住民投票実施の条例を制定する

《特徴は、常に議会の議決にもとづいていること》

2) 常設型＝自治基本条例か住民投票条例で規定

条例の制定とは無関係に、条件を満たせば自

動的に投票実施を決める

《特徴は、住民の発議により議会の議決なしで住民投票が可能になること》

3) 逐次型と常設型の中間に位置するタイプ

- ・ 現行(地方自治法)のまま、署名や投票ができる年齢等を変更(議会の議決は必要)
- ・ 条例制定でなく、投票実施を請求する方式
(議会の議決は必要)
- ・ 条件を満たせば「実施しなければならない」とするが、実施に必要な事項は「条例で定める」
(議会の議決内容が重要)
- ・ 上記の組み合わせ

……住民投票までの流れ……

1) 逐次型、住民発議の場合

有権者の50分の1署名 → 市長 → 市議会

可決(実施)
否決(実施せず)

- ・住民だけでなく、市長も議員も発議できるが、常に議会の審議と議決が必要

2) 常設型、住民発議の場合

(例えば)
有権者の3分の1署名 → 市長 → 住民投票

- ・住民だけでなく、市長も議員も発議できる。議員からの発議条件はいろいろ